

上海

No. 1. "THE SHANGHAI."

大正二年二月十一日
第三種郵便物認可
(毎月曜日發行)

大正二年
二月十一日
第壹號

●發刊の辭

生等同人、頃者社を結び、名けて春申社と云ふ、而して平素支那に於ける各種の問題の研究をなし、其の結果を同人互に相示し居りしも、今の時に於て寧ろ之を公にし、有識者の教を請ふに如かずと爲し即ち週報「上海」を發行する事とせり、敢て大なる野心と大なる企圖有るにあらず、生等の見聞を披瀝し世の有識者と智識の交換を爲さんと欲するのみ、而して此の「上海」は諸君の機關として公開されたるものにして、中外人士の共有として發達せしめんこと、生等同人の希望なり。

大正二年二月十一日
紀元の佳節上海に於て

春申社同人敬白

●滬上小言

春申社同人、此の週報「上海」を發行し、支那に於ける經濟問題を經てなし、政治問題を緯とし、其の真相を傳ふるの一事を以て任ず、即ち左に云ふ事實あれば左とし、右に云ふ事實あれば右とし、其の是非得喪は讀者の判定に委せんことす、蓋し報章に従事するものは第一に事の由來と、現状を明らかにすると共に將來を判断せしむるの材料を讀者に提供するの職責あればなり。

我等同人と雖も、自己の見解あり、議論

あり、主張あり、支那に關する各般の問題に關し、其の謂はんと欲する所のものを言ふ事なしと道はざるなり、即ち此の滬上小言は、我等同人の所説を叙述するの欄たり、而して此の小言に於て我等同人の所見を述べ、以て讀者の參考に資する所あらんとするなり。

桂公が日本の如何なる政黨所屬の政治家たるに論なく、其の頃日ロイテル通信社の東京特派員に語れる、日本の對支那政策なるものは、蓋し今日此の際に於けるに於て、何等の疑問なし、即ち日本帝國は東亞の平和を目的とし、日英同盟の本旨に基き行動する次第にして、支那の現狀頗る危急の状態に在るを認め、支那自から之を改善し、鞏固なる政府を組織し、内政の改善を計り、財政の基礎を立て、地方と各省政府との關係を確かにし、各省と中央政府との關係を完全ならしめ、所謂統一の實を擧ぐるの計策をなさんとことを希望し、其のこれを支那が爲さざるに於ては、支那が倍困難に陥ることも、これ決して列強の友誼に於からずして、支那獨り其の責に任すべきものなるを告げ若し支那にして日本の助力を得んごせば日本は常に助力するを辭せざるの決心を示し、且又中華民國の承認せらるゝこととは、即ち支那がよく幾多の困難と闘ひて、之れに打勝ち、而して自力を以て其の版圖と民生を統治し得るの政府たる事を世界各國に示して以て、始めて克く求めざるに承認を得るものなるを宣言したるもの即ち我が日本の方針なり。

記者曾て北米合衆國の首都ワシントン府に遊びし時、米國下院に赴き其の議事を傍聴せし時、時なる哉彼の代議士ホブソン君米國の國防に關する議案の討議に際し、勵聲叱咤其の近き將來に於て、日米戰爭の避くべからざるを説けるを耳にしたる事ありしも、記者はこれを以て米國が國として此の如き事を信じ居れりとは考へざりしなり、日本の一二政客が滿蒙問題について、不謹慎の言議をなしたりとて、これを以て、直ちに日本帝國の意茲に在りなごと考ふるが如きは安も又甚し、加之のならず、當局者已に此の如きの我が日本帝國の方針にあらざるを明言し、東亞同文會亦之に對し全然此の如きの主義を有せざるを宣言し、且又、現に桂内閣に反對したるある政友會及び國民黨の對支那方針亦た桂公の主張に等しきに於てをや。

● 資本金 四千八百萬圓 (内拂込參千萬圓)

● 積立金 壹千七百八拾五萬圓

● 當座預金 年貳分

● 定期預金 三箇月年二分
六箇月年四分
十二箇月年四分

● 小口當座預金 月三厘

● 右小口當座預金ハ最初墨銀五弗以上次ヨリハ一弗以上御預り可申候
但シ利息ハ預リタル月ト拂戻ス月並ニ五弗未滿ハ殘高ニハ之ヲ付セズ

橫濱正金銀行

營業部 二七四
輸入部 三〇〇七
電話 支配人席 三〇〇三

本支店及出張所

臺北、臺中、臺南、基隆、嘉義、打狗、宜蘭、淡水、新竹、阿猴、花蓮港、澎湖、東京、大阪、神戸、香港、廣東、汕頭、廈門、福州、九江、新嘉坡

其他各所二取引先アリ

上海九江路

臺灣銀行

支配人 江崎真澄
營業部 (二一六五)
電話 支配人席 (一三三二)

諸事精々御便宜相圖可申、御用ノ御方ハ支配人席へ御電話被成下度候

れ、所謂生々の道を得て、日夜々々安心して事に従ひ、衣食足る以上は、此等の人民を顧客となし、世界列強の人民も西より東より來りて通商貿易に従事し、自國の物産を輸入し、支那の國産を輸出し、有無相違せしめ、互に利益する所あり、支那の富強と相得て、亦た得る所多かるべし豈に他あらんや。

一千九百二十二年英國藍皮書支那の部第三卷中に一千九百二十二年一月二十三日付の英國外相が駐米英國大使に贈れる電文に見るも、英國も米國も皆支那に於て平和なる仕事に従ひつゝある自國人民の安全を希望し居る事明白なり、これ亦た我が日本の執れる方針と一致すべきは事實に徴して明白なり。

たゞ夫れ支那の政府にして鞏固ならず、人民にして安固なる能はず、各國人士亦た安心事に當る能はず、得る所なく寧ろ損害の多からんとするに於て、即ち各國と益に覺悟する所あり、支那に對して漸く動事なきを保せしむ、荷、支那が自力にて支那の天地を平和ならしめ、各國人をして安心して商工業貿易等に從事せしめ得る様にすべきは、決して支那に對して彼を申すべきに限りなくあるなり、これ此の如くにして外國人が支那の到る所に入出し、何等の危險なく、法律の施行亦公平にして、無難なる世界列強の如くならんか、所謂治外法權の如きさへ撤去せらるるに至るや、火を賭るよりも明らかなり。

思ひを茲に傾けよく自國の状態に鑑みたらんには猜疑を去りて、専心誠意内政の改善、國家機關の統一、財政の整理を實行し了れ、今日支那の有識者等が願慮しつゝある一切の問題は全然消滅し、支那は泰山の安きに居るを得べきや、疑ひを容れず。

此の邊の道理たる甚だ見易き事柄なれども、あまりに遠大なる事をも、頭に書き居る際には、兎角此の如き卑近容易の事柄を生じ、自國に不利なる行動に疑づる事世界歴史の上にも例少ならず、我等同人は久しく支那に在りて、支那の國情を研究せり、而して支那人中には誠に敬服すべき人物の少なからざるを知る、真に博學多識の士多きを知らざるものなり、然れども此の非常に多數の人口を有する支那の昨今の状態に於て、果して此等の人物のよく其の所を得て活躍し居るや否を斷定すべからざるなり、一般の多數者がよく共同して、國事を忠實に處理しつゝありや否を確言し得がたきなり。

我等同人は痛切に支那の人士が協力一致して、支那が支那として安固なる一國を成し、富強を得て、世界列強の間に自立し、何等の干渉を世界各國より受けず自力にて國歩の艱難より脱却せんことを以て、東亞平和の第一義と認むせんことを、東亞平和の基礎の確立せらるるは我が日本の最も希望する所なればなり。

我等同人は此の心を以て心となし、支那問題に對しつゝあり、我が週報「上海」亦た此の方針にて進むべく、我が中外の讀者諸君も亦た此の心を以て心となさば支那と日本の親交は勿論、世界列強とも和氣霽々互に相利し、何等の波瀾あらざるや必せり、我等同人今此の「上海」を發刊し、其第一號を出すに際し、此の主義此の精神を明白に聲明し置くものなり。

招商局買收問題經過

▲資産負債の現状▼
△資本負債の現狀▼
△概算なる營業振▼
招商局買收

問題の經過を記するに當り先づ順序として同局財政の現状を研究するの必要あり、今同局最近の貸借對照表によつて其借方勘定を列舉するに(兩以下を除く)

勘定科目	金額
股分資本金	四、〇〇〇、〇〇〇
仁濟和資本	四、五〇〇、〇〇〇
通商銀行借款	五、〇〇〇、〇〇〇
匯豐銀行借款	一、六〇一、〇七二
借越金	六〇五、二九〇
預當り金	一、〇八一、七三〇
未拂配當金	四〇六、〇七三
船積倉庫修繕	一〇四、七
船積自來保險	二、六六三
船積自來保險	三、三九、六六二
船積自來保險	一、三六、三四
船積自來保險	二、九二、一五三
一般積立金	九四、九、一六七
合計	九四、九、五、千、百、六、七、七、九、計上

即ち九百四十九萬五千六百七十七兩を計上しあるが、今此金額は如何なる割合に投資せられあるかを見ん爲め同局最近の貸方勘定を列舉するに(兩以下を除く)

支店勘定	六〇、四、九、三
取引先勘定	三二、二、八、四
運程部借當	四〇、二、三、四
荷爲替金	二、八、六、九
石炭貯蓄高	七、五、四、八〇
漢沽洋行	一〇、九、〇、八〇
招商局内、外、輪船株式	五〇、〇〇〇
大德洋行會社株式	五〇、〇〇〇
各省鐵路株	四、五、二
新船建造勘定	一、二、六、五
船積倉庫分積金	一、八〇、五、二
現銀洋錢	一、〇、七、七、九
配當金準備金	四〇、〇〇〇
船積見積金(二十九萬)	二、二、五、〇〇〇
小輪、鐵道、地積見積	三、三、五、〇〇〇
土地建物積積(三十萬)	四、二、六、五、〇〇〇
各局生財	一、〇〇〇、〇〇〇
潛庫麻袋	二、〇〇〇、〇〇〇
合計	九四、九、五、千、百、六、七、七、九、計上

して此處に貸借の合致を示しあるが、今招商局の説明によれば貸方勘定中船舶勘定は二百二十五萬五千兩、又小輪、鐵、拖、駁、の見積は三十三萬兩、兩者合計二百五十八萬五千兩に過ぎざるが這是資産の安固を期する爲め殊更に小額の見積りをなせしものにして、英國領事館の驗船官パーカー氏の評價によれば船舶見積時價は三百四十四萬七千六百兩、鐵船見積時價は八萬二千六百兩、小輪船駁見積時價は二百八十一萬一千六百〇二兩なるを以て、此合計三百八十一萬一千八百〇二兩に上り、貸借對照表面の見積りに比し實に百三十萬兩許りの大なる勘定に比し實に百三十萬兩許りの大なる勘定を指示するもの也と稱し居るが、而かも翻つて他方面に於ける説を聞くに同局の船舶は年齢古且の甚しき虚使をなすに拘らず之れが修理充分ならざるを以て、船舶の多くは頗る損傷を來しあり、其貸借對照表面の見積りすらも過大なる觀ある程なれば、九百四十餘萬兩の同局資産見積は、同局現在に於ける資産の最大見積高と稱するを妥當とす。

▲亂暴なる營業振
次に同局營業の狀態を見んが爲め最近の損益計算書によりて、先づ其收入各項を列記せば左の如し。

勘定科目	金額
北極純益金	五、四、二、五、二
華棧純益金	九、〇、〇、六
倉敷純益金	九、二、五、四、七
地所家屋收入	一、四、四、九、三
利息收入	一、四、四、九、三
不用物買却收入	八、七、二
津沽港駁收入	一、一、一、四、六
各項雜駁收入	七、四、八、五、三
合計	四三、〇、三、八、二、八、兩

即ち收入合計四十三萬〇三百二十八兩なるが之れに對する支出如何とす。

日清汽船株式會社

一本店 東京市麴町區有樂町一丁目一番地
一支店 上海黃浦灘路五號 漢口英租界
一出張所 各主要地にあり
一代理店
一航路及定期回数
上海漢口線 每週四回
漢口宜昌線 一ヶ月六回
漢口湘潭線 一週式回
漢口常德線 一週一回



大倉組

上海九江路第拾七號
株式會社 支店上海
電話 二八八〇六

○本店 東京市銀座二丁目七番地
○支店 大阪、橫濱、橫須賀、神戸、吳、門司、佐世保

○出張所 舞鶴、沼津、京城、臺北、臺中、打狗、天津、漢口、上海、大連、北京、倫敦、紐育、漢堡、澤州

▲支出勘定

船泊諸經費	三九、二一
漕運經費	四四、七八
各項修理費	一四、六五
各項雜費	五、一三
合計	一〇三、七九

即ち支出合計七十一萬七千二百八十一兩
 出超過即ち欠損額は三十八萬二千九百五
 十三兩に上る、然るに招商局に於ては會
 社損益の如何に拘らず、必ず年一割の配
 當をなすべしといふ亂暴なる規定なるを
 以て、前期に於ても前記二十八萬餘兩の
 欠損を出し居るにも拘らず、資本金の一
 割即ち四十萬兩の配當を有せし由なれば
 同局前期に於ける欠損總額は實に六十八
 萬二千九百五十三兩に上りたる計算とな
 る。而して利益なきに配當をなす事なれ
 ば其配當金は勿論同局財産内より抽出
 する譯なるが、而かも同局は年々斯る配
 當を繼續し來りたるこの事なるを以て同
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる

局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる

局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる

局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる

局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる
 局財産が如何なる點迄消耗し去らるる

那人の株式會社組織に適合せざる証左にし
 て、又支那人の株式會社組織に適合せざる
 ことは懸て支那人が立憲政治の如きもの
 に適應せざることを指示するものといふ
 べく、且つ支那政府が常に經費の大に比
 し歳入豊かならず國勢發展の上に甚しき
 障害を受け居ると同様招商局欠損の理由
 も董事等の管理宜しきを失し居る爲め經
 費の甚しく巨額に上り居る結果なるは損
 益計算書を一覽して了解するを得べく、
 彼此對照吾人は此處に招商局の振はざる
 は即ち支那國家の振はざる所以なるを學
 び得る也。

▲買収問題の交渉 招商局資
 産の現状及營業の有様は右の如くなるが
 今回曹成甫、于右任、沈瑜慶、温宗堯、
 陳可揚等を始め約三十餘名の人々は
 昨年春に於ける株主總會の決議及政府の
 認可に基づき現在の招商局を買収して新
 社に一新公司を組織し、大に社運の挽回
 を計らんと企つに至れり、之れ即ち招
 商局買収問題にして新舊兩局代表者は
 昨年暮近より屢次會見を重ねたり其根
 本的條件たる、(一)買収代金は八百萬兩
 たる事、(二)舊公司株主は新公司株主た
 るの優先權を有する事、(三)買収代金八
 百萬兩は必ず支那資本家の融出に係る
 ものなるべく、如何なる名義を以てする
 に論なく外資を混入するを以て絶対許
 可せざる事、(四)若し外資の混入しある
 事を發見したる時は舊公司は其買収契約
 を無効とし、且つ代金八百萬兩は之を沒
 收する事、等を規定したるが次で十二月
 三十日に至り舊公司は左の三條件を提出
 したり。

(一)新舊公司は八百萬兩の現銀を該兩銀行
 に提示せし後若し該銀行にして倒閉する
 が如き事あらば舊公司は之が担保の責に
 任す。
 (二)新公司は八百萬兩の現銀を該兩銀行
 に提示せし後若し該銀行にして倒閉する
 が如き事あらば舊公司は之が担保の責に
 任す。
 (三)新公司は八百萬兩の現銀を該兩銀行
 に提示せし後若し該銀行にして倒閉する
 が如き事あらば舊公司は之が担保の責に
 任す。

(四)新公司は各條件を商妥する期内に於
 て新公司存款半股より成るや否を查明
 し群疑を釋ぐべし。
 (五)舊公司は彼此商妥期内に於て既に先
 づ存款に洋股あるや否を査定すべく、各
 條件商妥定議の後に至りては決して口を
 閉じ技術を生せしむべからず。
 (六)各條件彼此商妥を経たるの後新公司
 は四週間に八百萬兩を中國指定の銀行
 に提示すべく而して提示を爲せし日は即
 ち新舊公司交代の日也、此後に至りて異
 議を唱ふべからず。
 (七)新舊公司は即ち從前新公司代表所開
 の條款に照して辦理すべし。
 (八)舊公司は招商局元年分の進出帳を翌
 箇月開きとし新公司に送りて査核せしむ
 べし。

(九)招商局全般の産業は已に香上銀行の
 担保となりあり、辦事人の簽字せしもの
 によれば其期限十五箇年とす、這是期限
 前の辦濟によりて担保財産の贖回を爲し
 得べきや否や。

得べきや否や。
 (八)漢口賠償金の件に關しては前に舊公
 司宣言して曰く、既に軍政府に於て辦償
 する事を許可せりと、然るに漢口商人は
 今再び百二十萬兩の賠償を公司に請求し
 來れり之を如何に整理せんとするや。
 (九)舊公司董事會は先づ辦事人と商明し
 再び異議を稱ふるが如き事無からしむべ
 し。

▲俄然交渉行惱む 招商局買
 收問題が本年に入りて俄然俄然行惱むを呈
 し新舊公司董事が爾來幾回の會見を重ね
 たるに拘らず、容易に解決を見る能はざ
 るは即ち上記新公司の提出せし九ヶ條中
 第七第八の二箇條に關し兩者互に確執し
 て譲歩せざるに因るもの也、抑も香上銀
 行担保權とは如何にいふに、一昨年革命
 戰爭の酣なる時に當り招商局は兵力によ
 りて或は公司を占領せられんとする虞あ
 るを以て、外國々旗の威力によりて之を
 保護するを以て萬全の策なりと、從來
 取引關係を有する香上銀行も、十五年
 の期限を以て百五十萬兩の借款をなし、
 其陸産全部を擧げて之を同行に担保とせ
 しものに係る、又漢商賠償金問題とは同
 じ革命戰爭中兵火の爲め招商局は漢商
 よりの寄託貨物を焼失せしめたるが焼失
 の原因兵火にありしを理由とし招商局は
 曩に軍政府に對し招商局に代りて漢商
 の損害を賠償すべきを要求し同軍政府は
 之を承認せしに拘らず、軍政府は未だ之が
 賠償をなさざるものを見、漢商は損害の
 總額を百二十萬兩と計し再び招商局に
 向け賠償を要求し來りたるもの也、而し
 て新公司提出の九條件中第七第八條
 は即ち之れが處分を如何になすべしやを
 質問するものにして、舊公司は之に對し
 新公司は曩に之を自ら處分するの任に當
 ることを約せしを以て此原義に照して新
 公司に於て處分すべし(一月二日及同四

一月二日及同四
 一月二日及同四
 一月二日及同四
 一月二日及同四
 一月二日及同四
 一月二日及同四
 一月二日及同四
 一月二日及同四
 一月二日及同四
 一月二日及同四

一月二日及同四
 一月二日及同四
 一月二日及同四
 一月二日及同四
 一月二日及同四
 一月二日及同四
 一月二日及同四
 一月二日及同四
 一月二日及同四
 一月二日及同四

一月二日及同四
 一月二日及同四
 一月二日及同四
 一月二日及同四
 一月二日及同四
 一月二日及同四
 一月二日及同四
 一月二日及同四
 一月二日及同四
 一月二日及同四

總代理店

三井物産株式會社



ルービヒサア

資本金壹千貳百萬圓
 釀造元大日本麥酒株式會社

日舊公司回答。主張し、新公司は又各種の理由を擧げて主として於て處分すべきものなるを論議し、久しく押問答を試みたるが十九日に至り漸く舊公司は新公司より受領すべき八百萬兩の中より三十萬兩を控除し其殘額は政府公債を以て漢商の賠償に應ずる事に決定し漢商に對し之れが交渉を爲すべき旨に協議續りたるが如きも、舊銀行担保處分の問題は尙何等解決を見ず依然兩者の懸案として存在しある状態也。

八百萬調達如何

漢口賠償問題及香上銀行担保處分問題の未解決は新公司をして、八百萬兩の現銀を指定銀行に預入すべき時日を遷延せしむるの理由となるに至れり、即ち舊公司は現銀の預入をなさざる以上其中に外資の混入しあるや否を檢查し能はざるを以て契約の文面に從ひ速やかに現銀の預入をなし舊公司をして之れが檢閲を便ならしむべしと催促したるに對し新公司は、現銀の預入は彼此商妥の時より四週間にあり、而して彼此商妥は買収に要する一切の要件を解決せし時の謂也然るに漢商賠償の件及香上銀行担保處分の件は共に、尙未だ解決を見ず從つて所謂彼此商妥を経るものにあらざるに尙未だ彼此商妥を経るに自然現銀預入の催促を受ける責任なしといふに在り、然れども若し新公司の曰ふが如く果して彼等は已に八百萬兩の現銀を騰出したれば之を手續に保管しあると、指定の銀行に預入するに其間して幾何の差あるべきか、已に大差なしとせば尙之を指定銀行に預入し舊公司をして外資の有無を査問せしめ交渉を進行せしむる方得策なりとせざるが、然かも尙懸念たる事項に口を籍り現銀の預入を遷延せんとすは偶々世人をして新公司が尙未だ買収代銀を調達し能はざるもの也と疑惑を抱かしむる無し

と限るべからず、記者は此間に於ける新公司の眞意の果して如何なるべきかを知らしむるの也。

香上銀行の態度

新公司が果して八百萬兩の現銀を調達し了りしや又は尙未だ調達の運動中にあるやは知り難しと雖も、一時外國野心家等が此機を利用して招商局に投資せんとせし計劃が近時に至りて挫折したるは事實也、而して外國資本家等の野心を挫けしめたるものは袁世凱氏が列國政府に致したる通牒によるものとす、即ち袁氏は招商局は支那唯一の航業會社にして、其成長は支那海運業の興廢に大關係あるを得得せし株主は同社の資本金中に外國資本を混入するの不利益なるを認め外資排斥の議決を爲せしを以て、若し此際外國の資本家たるに論なく其資本を之に注入し爲め何等かの損害を蒙ることあるも支那政府は之れが保護或は賠償の責任を任せざるべしとの旨を各國公使に通告し現に英國公使は上海總領事に訓令を發し、管下の英國商人に警告する所ありたる程也故に舊公司當事者の心配する迄もなく招商局に對する外資混入の道は充分に杜絶せられたるものなるが唯だ此際特に注意を要するは香上銀行の立場なりとす、

前述の如く同行は招商局陸産全部を抵當とし十五ヶ年の期限を以て五百五十萬兩の資金を貸付あり、故に招商局は何事になすにも先づ香上銀行の同意を経ざるべからざる地位にある也。招商局は此不便なる状態より脱せんが爲め新公司の組織を模して期限前の辨済を以て、抵當權の解除を爲さんと、計りつゝありと雖も若し同行にして之を承諾せざる以上招商局は期限の満了を俟つて抵當權の解除を爲す外なかるべし、故に香上銀行にして野心ありとせば随分其期限内に施すべき策略少なからざるものあるを發見すべし

已に道路香上が何等かの野心を抱藏するが如きを傳ふものありと雖も是れ勿論齊東野人之言に外ならず記者は香上銀行平素の態度に鑑み同行が招商局に對して有する債權を保護する以外其有する抵當物に對して何等の策を盡すものにあらざるを信するものなるが、而かも同行が期限前の辨済に付招商局よりの交渉を受けし際に當り果して如何なる回答を與ふべきか、之れ最も趣味ある問題とす記者は世人と共に注意を拂はんとするもの也。

最近の難題

招商局買収問題が紛擾に紛擾を重ね居る事上述の如くなるが本稿締切時に至りて又もや新なる議論の種を持ち出すに至れり、其一是違約金問題、其二是本期配當金問題、其三是使用人賞與金問題也。

此三問題は凡て舊公司董事側より申出でたるものに於て先づ違約金問題とは奈何といふに、若し一切の買収契約成立せし後新公司が如何なる理由なるを論せず契約を履行する能はざるに至りたる時は其罰金として百萬兩の賠償を舊公司に出すべしとの謂也、次に本期配當金問題とは招商局は上述の如く損益の有無に拘らず年々一割の配當をなし來りたるを以て本期も即ち四十萬兩の配當を爲す必要あるが此資金は新公司に於て負担すべしといふにあり、又使用人賞與金問題とは今回會社の買収を機とし舊公司使用人に慰勞金を與ふる必要あるを以て此金額四十五萬兩を新公司は負担すべしとの謂也、今原約を案するに新舊公司交渉の始めに當り新公司は八百萬兩を以て招商局の買収代金と定むるに共に招商局現在の負債約三百五十萬兩をも新公司側に於て負担する事を承諾せり、然るに其後負債に對する正確なる調査を試みたる結果現在に於ける同社負債の總額は二百七十萬兩に過ぎず、即ち新公司は爲めに原約に比し約八十萬兩の利益を得る結果となりしを以て新公司側と同莫なる廣東人董事を除きたる舊公司各董事等は新公司が計らふから八十萬兩の利益を受けんとするを面白からず思ひ、借は之を妨害せんとするものらしく思はる、而して此問題は又々兩者の爲めに長き議論の種となり、買収交渉更に一段の遅延を來すは免るべからざる形勢といふべし而して此等の問題の討議をなす爲新舊公司の當事者は二月十一日又々會合すべしと云ふ。

阿片輸入の形勢。阿片條約の精神。停滯一億圓。銀行の活動。サーストンの憤慨。之を要するに。

阿片輸入形勢

支那に輸入せらるる外國阿片は印度阿片及ベルシヤ阿片を主とするが其大部分を占むるものは印度阿片なりとす、而して印度阿片は即ち印度政府の專賣に係るものにして從つて同政府の之によりて得る収入は年々少なからざる金額に達す、今單に上海港にのみ輸入せらるる外國阿片の高を最近の統計によりて示せば左表の如し。

年次	量	目	金	額
一九〇七	二、一三三、三三三	封度	一、五九二、二五四	磅
一九〇八	一、八二九、七三三		一、五九一、七〇五	
一九〇九	一、九七九、五九八		一、三七四、八〇四	
一九一〇	一、六四四、五三二		二、五四五、八八九	
一九一一	一、四五三、三三三		二、五三三、〇六二	

期、量目に於ては漸減を示しあり、雖も市價騰貴の爲め金額に於ては反對に漸増を示し、一九一〇一年度に於ては其高二百五十六萬三千餘磅と計せらるるに至りたるが、而かも右の中千九百〇七年度の量目中に千四百六十六封度、又千九百〇八年度の量目中に四百封度のベルシヤ阿片

東京海上保險會社
 明治火災保險會社
 日本火災保險會社
 共同火災保險會社
 東京火災保險會社

上海四川路
 代理店 二井洋行 (電話一八一七)
 文路第壹號
 申込所 山口商店 (電話三四五九)

日本上海
 資本金 三百萬圓
 諸積立金 貳百參拾萬圓

社會保險株式會社
 上海支店
 號第九A租界海上
 (番六五三一話電)

を包含し、除き他は凡て印度政府の專賣阿片のみなり、以て同政府の支那阿片貿易に利害關係の大なるを知悉し得べし。

▲阿片條約の精神

印度政府の關係の如く大なるに拘らず、英國政府は支那に於ける阿片吸煙禁止問題を以て高南なる人道問題たるを認め、清國政府が其臣民の吸煙を根絶せんことを意を諒し、千九百一十一年五月八日、即ち宣統三年四月十日、清國政府と之に十個條より成る條約に調印せり、之れ即ち阿片條約にして其重要なる條項を擧げれば左の如し。

(一) 千九百一十一年正月一日より起り七年の内、清國の歲產は當に英國が此項條約及附件所載の毎年歲產の數に按照し比例となし、千九百一十七年に至りて全く禁絶を行ふべし。

(二) 現在清國政府は土業に對しては已に禁絶し、禁煙を嚴行するの宗旨を定めたり、英國政府は同情を表し、且つ其實行を贊助することを願ひ、贊助の方法として英國政府は清國に於て、年々土業の總額を實行するを得ば印度より清國に輸入する阿片も亦同時に禁止する事を允諾す。

(三) 阿省に論なく、土業已に禁絶を經他省の土業亦輸入を禁止せし其確據を顯有せば、印支兩國の進入する事を許さず、唯此處に言明す、廣州、上海の二口は最後の結果となし、務めて須らく清國政府の結果上の辦法の履行を俟ち始めて該口の印業入口を禁止すべし。

由是觀之、英國政府は千九百一十一年正月より向ふ滿七ヶ年間中に年々印度阿片の輸出量を遞減し千九百一十七年に至りて全然輸出を停止せんとするもの也、而して英國政府は印度政府の一大財源を犠牲にして此條約を訂結せしは阿片問題の人道

問題たるを認め支那人民の弊風たる阿片吸煙を根絶せしめんと欲するにあり、故に支那政府に於ては之と共に内地に於ける阿片栽培を盡滅し以て英國の好意に副はざるべからざるに、是は要するに本條約の根本的精神也、然るに。

▲停滯阿片一億萬圓

革命の亂起りて共和政府の建設せらるるや、支那官吏は各種の猛烈なる手段にまより、印度阿片の輸入に損害を加ふるに至り、或は阿片吸煙器を燒棄し、或は阿片販賣店に閉鎖を命じ、或は阿片吸煙者に罰金又は體刑を課し甚しきに至りては阿片吸煙者を死刑に處する事とし、現に長沙の如き吸煙者を見發次第殺戮するに至り、報せらる、就中浙江官吏は印度阿片の迫害に最も努むるが如く、已に一昨年二月以來印度阿片の輸入及其取引を禁止し、斯る事情を見たる英國領事は單獨に各省都督に對し、或は北京政府に對し抗議を提出するを怠らざりしと雖も北京政府は常に建國早々にして政令尙行はれざる事を口にし更に反省の誠意なきのみか安徽省に於ては支那官吏自ら阿片商の有する印度領事フレザー氏は大に憤慨し自ら砲艦に乘乘して都督を訪問して其不法を詰り損害を賠償せしめたる事あり之れ所謂ガボントボリシとして一時大上海の人心を沸騰せしめし活動たりし也然れども支那官吏は依然として印度阿片に對する迫害手段を改めず、各種の酷刑を課して支那商人が印度阿片を取引することを禁止し居るを以て此等阿片商は遂に暫時取引を中止して雲行を見るの已むなきに至りたるより上海及香港に於ける印度阿片は此處に俄然として一大停滯を來し、今や其ストック二萬九千箱此金額一億萬圓以上を註せらるるに至り、而して印度より支那に輸入せらるる阿片は上

海に於ける外國銀行に於て之を担保として資金の融通を爲すを例としあるを以て目下此巨額なる阿片は直接間接の差こそあれ凡て上海に於ける外國銀行の担保となし居る、支那官吏にして輸入阿片の害の手を引かざる以上市價の低落を來すは當然にして一時阿片條約によりて印度阿片の輸入を減減すべき事及、印度阿片輸入稅率の引上を理由とし千九百一十一年八月には實に一箱四千兩以上の市價を維持せしもの、今日に於ては二千兩前後に暴落し、且つ其前途果して那邊迄暴落すべき計り難き慘況を呈したり而して此際二萬九千箱約一億萬圓以上の阿片を担保し保有する當地外國銀行者の痛心蓋し察するに難からざる也。

▲上海銀行團の活動

支那官憲の壓迫によりて外國阿片商人及、外國銀行は斯の如き危急の状態に陥れり、而して這は支那各省に於て已に阿片の栽培を根絶せし結果とせば之れ阿片條約の規定に従ふものなるを以て實に已むべからざる所なりとするも、今翻つて支那内地各省に於ける阿片栽培の状態を見るに元より地方によりて其状態を異にす、雖も概して阿片栽培の根絶し居らざるは各地方、此處に於てか上海銀行團は今次に於ける支那各省官憲の行動を以て全然阿片條約に反する不法の行爲なりとし、斷然、此問題を北京外交團の問題となし北京政府に對し嚴重なる交渉を開始するの已むなきを認め、麥加利銀行、香港銀行、德華銀行、華俄道勝銀行、橫濱正金銀行、東方匯理銀行、花旗銀行、華比銀行、荷蘭銀行、台灣銀行、有利銀行の十一銀行は第一次會議を催し、左の銀行團公文を上海領領事たる自耳義總領事シヘルト氏 (Mr. S. H. ...) を介して北京外交團に提出せり。

下名の各銀行は上海領事團が阿片取引の困難なる現状に對し留意せられんことを請願するの光榮を有し候。過去數十年來印度より上海港に輸入せらるる阿片に對して之を担保となし資金を供給すること之れ當地銀行の慣習たりし所のものに御座候。尤も斯の如く資金の融通を爲す以上銀行者は普通の商取引に於けると同様之に對する危険を負担するは當然に御座候も而かも銀行者は支那政府に於て國際的條約上に行ける義務を遂行するに依頼するものに御座候。

去年(千九百一十一年)二月以來浙江官憲は印度阿片の輸入及取引を禁止し申候。這は現行條約に絕對的違犯をなすものにして之れが爲め上海には阿片の停滯を來し其市價を以て低落せし申候。斯の如く高壓的にして法規違犯なる行為により阿片市場は甚だしく困難を蒙り阿片商人は其手持品を一掃する能はず從つて銀行より借用せし資金を返済する能はず、故に若し現在の狀態にして尙繼續するものごせんか一大恐慌を來し銀行は又一重大損失を蒙るを免かれ一面に於て印度阿片可申候。

能は於る破目に陥り可申候。

共に浙江省官憲が同省に於ける支那阿片の栽培をなし之を上海に輸入して販賣する事を許して妨げざるは人の皆知る所に候吾々此等の事實の已に阿片商によりて英國公使に報告せられたる事、並に英國公使の抗議によりて北京政府は前清政府の外國に對して訂結せし條約に従ふべき希望なりとの意を表しながら現在の所浙江省に對し北京政府の希望を遂行するの不可能なることを宣言し居る事をも了知仕り居り候吾々雖も目下の北京政府が支那共和國の僻遠なる地に於て尙外國商業を保

御比較願上度候

森永の西洋菓子

歐米の輸入品と日本の製産品と品質價格に於て御比較願上度候

上海海寧路百號
南清一
手販賣
福家洋行

上海北四川路四十號
小賣部
福家

(電話二七三七)

日本郵船株式會社

京東本社本

噸萬二十三噸總●隻餘十八船汽有

歐洲行	二週一回
米國行	二週一回
香港行	二週一回
日本行	一週二回以上

上海出帆

其他日本各港濠洲印度
朝鮮支那等諸航路有り

日本郵船會社
上海支店長
石井徹

南滿洲鐵道會社
大北汽船會社
大北鐵道會社
店代理

護する事の困難事なるを能く了解し居り候も然かも、浙江省の如き交通の便なる土地に於て尙北京政府の意を遂行し能はずと主張する理由は之を發見するに苦しむ所に御座候、故に吾々は貴領事團が北京に於ける各自の公使に對し抗議を轉送せられて吾々の利益を保護せらるやう各自公使に要求の勞を取られんことを諒請する所以に御座候、利益保護の方法に至りては或は北京政府に強要するに浙江省をして現行條約を遵守すべきを命せしむるも可也又北京政府に對し阿片取引をいふ正當なる取引に對し不法なる干渉を加へたるによりて起りたる凡ての損害を負担すべきの誓約をなさしむるも可也、此事件は其性質甚だ急を要するものなるを以て以上電報を以て北京に轉送せられんことを請ふ次第に候 敬白

白耳義總領事シツヘルト氏は此公文を受領すると共に直に上海領事團會議を開き其同意を得て北京外交部に宛て打電したるを以て、此處に阿片問題は愈々北京外交部の問題と變化するに至りし也

▲サーストン氏の演説

外國十

一銀行團の第二次會議は昨年十二月九日午後四時四十五分より上海麥加利銀行に於て開かれたる席上サーストン氏は先づ各省官憲が去る五月に於て北京政府の司法權によりて發布せられし刑法により阿片喫烟は刑法上の犯罪にして罰金或は徒刑によりて處辦すべきもの也との法令のあるを指摘し斯くては阿片の喫烟は上海其他の外國居留地以外には全然不可能なること遠きにあらず、之れ容易ならざる重大問題なりとて會員の注意を喚起する所あり次で阿片取引の重鎮たるレビサーストン氏は大要下の如き報告の演説を爲せり。

片の輸入を禁じたり、中央政府は常に目下各省をして中央政府の意思に従はしむる力なし、各省の迫害的行動を取るは決して中央政府の意思にあらずといふを口實とせしありしも去る、五月(一九百二十一年度)北京政府の司法團によりて發布せられたる大總統袁世凱氏によりて批せられたる刑法中は阿片の輸入販賣、購買及喫烟は懲役に該當すべき犯罪なりとの條項ある旨已に明白に確認せられたり、而して此法令によりて阿片の禁止をなしある各省は明らかに中央政府の指令によるものたるを知るに足るべし

浙江省は去る二月(一九百二十一年)に於て阿片禁止を開始したり、而して中央政府及地方政府に對し屢次抗議を試みたるに拘らず阿片の禁止は依然強行せられ居り、翻つて他各省を見るに之れ亦浙江省が條約に違反しながら阿片禁止に成功し居るを以て續々として之に倣ふに至り而して今や上海支那街に於ても今年末日を限りとし(昨年末日の意)阿片商店は一律閉鎖すべき命令を下すに至り、斯くて阿片の販路は上海居留地を除くの外全然不可能となるに至るべし、抑阿片問題の重大なるは今更に喋々を要せず、上海及香港に於ける阿片手持高は總計二萬九千箱にして此價格一千萬磅以上となる而して此中約一千二百箱は已に支那人に販賣せられたりと雖も其代價は尙未だ支拂はるゝに至らず、故に此巨大なるストックに對する損失を得ず阿片商人及銀行の負擔の一大恐慌を惹起し然らば上海金融界の崩壊を恐るゝも其範圍の那邊迄及ぶべき豫想し難き勢ひを呈すべし、形勢斯の如し最早や遷延を許すべからず、直ちに之が解決を求めざる能はざる也、議論は極めて

簡明直哉也、故に阿片商人は千九百二十一年五月支那と訂結せし阿片條約の遵守を支那政府に強要するは英國政府の義務也と信す、蓋し阿片商人は印度より阿片を購入するに當り一に英國の支那政府と訂結せし阿片條約に信賴したるものなれば也云々

請願書

吾々は六月十五日附を以て貴下に銀行團公文を提出し北京外交部に電達を請願したるが爾來阿片問題の形勢は一層不良となりたる事を報告するは遺憾とする所に御座候、支那各省官吏は去る五月(一九百二十一年度)北京政府の司法部が發布せし刑法によりて與へられたる權力の下に印度阿片取引を不可能ならしむる目的を以て行動しつゝあることは吾々の注意を惹起する事と相成り申候、阿片問題に關する利害關係の如何に大なるかは下の事實を以て推察するに難からざる所と思考仕り候、即ち上海及香港のストック並に目下印度より送附中にある阿片の總額は二萬九千箱此價額一千万磅に達し、大部分の金額は有名銀行に於て融通せし所のものに有之候、支那が條約に違反したるは更に反覆の要なしと認め候を以て下名の銀行は此所に再び貴下に對し此書電報によりて北京外交部に致されしと共に外交團をして支那政府が多なる利害關係の附隨する外國商人が保護するやう抗議を提出せしむべく御配慮相煩はししたく謹而請願仕り候 敬具

右に對しシツヘルト氏は直ちに電報を以て之を北京外交部に轉送し、其旨銀行團に報告し來れり

▲之を要するに

以上は今日迄に於ける阿片問題の經過也、而して北京政府の態度果して條約に違反するものなるか或は列國の抗議の却つて理由なきものなるかは一に條約面の章句によりて之を決定せざるべからず、今前掲の阿片條約成文によれば先づ支那内地の阿片栽培を禁止するに先づ支那内地の阿片栽培を絶滅せしむるの必要あり、故に兩者主張の是非曲直を批判せんと欲せば支那内地に於ける現在の阿片栽培の状態を知悉するの必要ある也、若し支那内地に於ける阿片栽培の依然として繼續せらるゝに拘らず支那官憲が印度阿片の輸入を迫害せんとせば之れ英國政府の人道的高義を無視し、條約の精神に違反する行為也、之に反して支那内地の阿片栽培が果して減少せられたらんには、支那官憲の行動に何等の非難を加ふべき餘地なかるべく、且つ元來は人道の見地より阿片條約を訂結せし英國政府は喜んて印度阿片の輸入禁止を承認すべし、吾人は北京政府の徒らに言辭を弄するを止め、速やかに各省に命じて阿片栽培の現況を提出せしむる幸にて各省果して阿片の栽培なしとせば之によりて阿片輸入の禁止を列國に宣言すべく、若し不幸にして尙栽培依然繼續せらるゝに於ては無謀なる迫害手段を中止し英國政府が人道の見地より多大なる印度政府の輸入財源を犧牲として特に阿片條約を訂結せし好意を忘るゝが如き、動作を慎むの得策たるを忠告せんとするもの也

●ブレンドン氏の

支那借款論(上)

サー、ロバート、イー、ブレンドン氏は曾て支那海關の署理總稅務司たり、今次は北京に在り支那問題の研究に従

御 旅 館
東和洋行
上海鐵馬路
電話七六三
電略TOWA

法界呂班路三三二

純 牛 乳
愛 光 社

電話貳壹七五番

事し、屢有益なる論文を公けにし居れり、同氏の支那財政問題の一オノソリチーたるは世人の認むる所なり、今次同氏が本年一月八日英國ロンドン、デリー、テレグラフに公表せし所の支那借款論二編を小冊子に印刷し、記者に寄せ、其の論評を求めたり、故に左に其の要點を譯出する事とせり。

△二個の根本問題

記者はブレンドン氏の借款論の寧ろ一般の論者と相違して、彼の輕忽に支那の現状について皮相の觀察をなす徒らに樂觀する者と選を異にするを見る也、氏は第一に根本問題として二箇の問題を提出したり、曰く

一、支那の要する金は何程なりや、(但し必らずしも支那自身が要求するもの若くは支那が得べき金と同一ならず)

二、六國財團は果して支那政府にも其本國の投資家を満足せしめ得る條件にて借款を募集するの正當なる根據を有し得べきか。

此の二問を發したるブレンドン氏は第一問に對し説明して曰く、支那の中央政府は各省より取得したる金にて其の行政費を支辨し此の如くにして自力にて其の財政上の負担を引受けたる上にて始めて中華民國なり何なり支那の國家を成立せしめ得る次第にして之れに要する金は何程なりやは公示されざるも随分多額のものたるに相違なき此の如き状態に達する迄に不足なる金ありとせり、不足なる金高こう今日支那が要する金なれど、之に次で生ずる問題は、一体何時に於て支那が自力にて財政上の負担をなし得るか、の時期なり、之に答へ得る人は一寸見當らず、蓋し支那政府が果して一日に或は一ヶ月に或は一ヶ月に何程の金を要するかを知るに足る正確なる記録なければ也、故に何時になつたら統一されたる

國民としての財政の基礎が立つか之もわからぬ也。

△レオーガニゼーション

然るに今支那に對し六國財團の引受けんとする借款は、レオーガニゼーション、ロンドン命名せられたり、換言すれば支那改善の借款とて云ふべき也、ブレンドン氏は此の借款の性質を左の如きものと了解し居れり。

支那が自力にて各省よりの収入にて財政を處理する迄支那が在來有する負債其の他の費用を支拂ふに不足するの者を處分するに足るの金を借入れる其の借款。

而して右の金額は何程なりやは支那のみ其の豫算と期限とを申出す地位に在りてこれに應ずるか否は六國財團即ち貸方の批評に基づくべき次第也。

ブレンドン氏は説明して曰はく支那政府は須らく或る一定の時期を劃し、其の要する金額を定め、其の時期の到達せる時に於てこれ以上更に一文も金を借らざる云ひ得るの支の豫算を立て其の金額の採るべき唯一の道にして若し右の時期到達の際あたりは不足なりし、故更に借金したしとありては際限あるべからず、貸方に不安心となり、借款の條件は倍支那に對りて不利なるものとなるに終るべし (未完)

●衆議院選舉情勢

臨時約法の定むる所に據れば、同法施行後滿十ヶ月以内に大總統は國會を召集せざる可らず、即ち昨年三月十一日より起る今年一月は正に其期に當れるなり、然れども此期間は政府の尤も内治外交の煩に苦しみし時に於て、選舉の如きも自然延宕するの狀態に在り、故に初選は舊

臘より年初に互り、複選亦順延し本月に入り漸く之を終りに過ぎず、即ち初選を去年十一月六日、復選を本年一月六日と定めしも湖北、直隸、安徽、山東、四川、新疆、貴州、江蘇武進、福建、湖南等の諸省は何れも其延期を行ひしが如き。

計るに選舉の情勢斯の如く交はれ議會の召集は、恐らく三四月の交に延期せらるゝの已むなきに至らんか。

惟ふに今回の選舉は、民國第一次の議會を構成するものにして(就中憲法の制定大總統選舉、省官制制定等の首要問題の解決)其關係する所重大なりと謂はざる可らず、故に此に勝敗は政黨に在りては政黨の難易に影響す、是れ政府と政黨との問はず、皆な全力を擧げて逐鹿に勉め輸贏を争ひし所以なり、吾等以下少しく選舉の情勢を略述し將來の形勢に及ぼんとす。

▲政府の選舉準備

政府は創設多難の局に處し逐次選舉準備を終はたり、即ち國會組織法、議員選舉法の制定(昨年八月選舉有權者の調査等足なり、今全國選舉有權者及び選出議員の數を示せば)

省名	選舉有權者數	議員數
直隸	六、一九五、七五七	四十六
奉天	八九六、四〇八	十六
吉林	一〇八、八三五	十
黑龍江	二八八、二三四	十
江蘇	一、九三九、三六八	四十
安徽	一、四五〇、九〇三	二十七
江西	四、九八〇、八八三	三十五
浙江	一、八四四、六二九	三十八
福建	一、二八三、三六四	二十四
湖北	五、六七〇、三七二	二十六
湖南	二、二七七、四一四	二十七
山東	一、三六八、一八四	三十三

河南 一、六八八、六三二 三十二
山西 二、五八八、〇六八 二十八
陝西 一、三九五、六二二 二十一
甘肅 一、四八五、二二六 十四
新疆 九、五〇六 十
四川 一、七二九、三六六 三十五
廣東 一、九〇六、五六一 三十
廣西 二、七三二、七二七 十九
雲南 二、三三三、三九八 二十二
貴州 七九二、二九〇 十三
合計 四〇、八六七、九七六 五五六

にして國會組織法に従へば衆議院議員は人口の多寡によりて之を定め、毎人口八十八萬未滿の省と雖も議員十名を選出し得るの規定なり、而して此の外蒙古、西藏、青海の各地の議員選出は人口の多寡に依らず概括して次の割合を以てせり、

蒙古	二十七名	西藏	十名
青海	三名		

議員總數を過すれば、實に五百九十六名を算す而て各省を一區より八區(省により三四區のものあり)の複選舉區に分ち、全國を通じて百四十區とし、各區に選舉監督を駐せしめて選舉の嚴正を期せり、各區の監督駐在地表は略す、是れを選舉に對する政府準備の一般とす、嗚呼準備は成れり、全國の選良は五百九十六名なり、知らず何黨かよく勝を制する者、

▲選舉の政黨 革命以來當國民の政治思想の瀾漫は滔々として著るしきものありき、况なり民國成立し週年ならざるに、政黨政治の組織せられしもの數十百を算ふるに至れるや、然れども當國の趨勢は多數政黨の時立に堪えず、何れも穩和、急進の分野を劃し、所謂政黨の合併を來し、遂に大成して共和黨、國民黨、統一黨、民主黨の四大政黨と爲り、茲に政争の繁を加ふるに至りたり、而て

祝「上海」御發刊

<p>胃腸肺病救世丸 濟生堂大藥房 上海虹口四華德路文路角 電話 一二五六</p>	<p>神經痛ニパール 濟生堂大藥房 上海虹口四華德路文路角 電話 一二五六</p>	<p>貧血症 神經衰弱ホピニン肉液 濟生堂大藥房 上海虹口四華德路文路角 電話 一二五六</p>	<p>滋養 強壯劑 濟生堂大藥房 上海虹口四華德路文路角 電話 一二五六</p>	<p>婦人諸症 原因療法 壯婦丸 濟生堂大藥房 上海虹口四華德路文路角 電話 一二五六</p>	<p>消化 新劑クカヂアスターゼ 濟生堂大藥房 上海虹口四華德路文路角 電話 一二五六</p>
---	---	--	--	---	---

濟生堂大藥房

今回の選挙は實に黨勢盛衰の岐るゝ所に
して、其の力を磨し勝を制せんとする當
然のみ、吾等は全國逐鹿界の情勢を知る
に先立ち簡單に四大政黨を説明せざる可
らず、

一、共和黨 本黨は國民協進會、民
國公會、民社、國民黨、舊統一黨の五
團體を合せしものにして、軍界統一
會、共和急進會、以下の各團體之に聚元
二、都督中八都督は本黨に屬す黎元
洪を主宰とし、張謇、熊希齡等を領袖
に戴き、湖北、江蘇、山東、浙江等の
諸省に優勢なり、黨員に舊官吏、地方
紳多し、故に急進を避け漸進を主と
す、常に政府の擁護に勉む、黨國に於
ける官僚派なり、

二、國民黨 本黨は舊同盟會を中心
とし、統一共和黨、國民黨、國民共
進會等を併せたるものにして、孫文の
廣東派黃興の湖南派之れが中軸たり、
自由黨、社會黨等二十餘の與黨を有し
廣東、福建、湖南、山西、陝西、江西、
廣西、雲南等の諸省に覇を唱ふ、現に
二十二都督中九都督は本黨の出す所に
して、近時黨勢甚だ振ひ此次の選挙に
は過半数を占め得たりと稱す、本黨は
民黨の急進派なり、

三、統一黨 本省は中華民國聯合會
より統一黨と爲り、更に共和黨と合
併せしも後分立せしものにして、章炳
麟、王康等之を主宰す河南、吉林、直隸
等の諸省に黨員を有す、穩健の主義を
標榜す、

四、民主黨 昨年十月、共和建設討
論會、國民協會、共和促進會、共和統
一會等の團體を合同せるものにして、
湯化龍、林長民、孫洪伊等舊憲友會
員(前清の末葉組織せられたる政黨に
て、主に各省諮議局議員より成りき)
黨の樞軸を握り梁啓超と密接の干係を

有し黨員に地方士紳少なからず、直隸、
四川、山西、福建等の諸省に黨員を有す
成立日淺く黨勢大ならしと雖とも、其
將來は頗る有望なるが如し、純民黨に
して穩健漸進主義を執す、
右に就き共和國民兩黨は殆んど民國と前
後して成立し黨基の確立せる、黨勢の大
なる、當國政黨の首班なり、而て統一黨
の共和黨より分離せるものなること、民主
黨の成立の遅かりしと、其國、二黨に
比し黨勢に著るし遜色ありき、故に今
回の選挙に際しては、健闘苦闘最も勉め
しと雖ども、大勢を動かす事能はざりし
が如し、

▲選舉運動と參議院 雌雄を
決すべき復選は開始せられたり、其の關
係や重大なり、各政黨の運動機關は完備
せり、即ち本部を北京に置き、上海に交
通部、機關部を設け通報の敏活、黨策の籌
畫を首尾更らに全國重要都市に支部を設
立し、議員相應じて運動に着手し人心の
歸向を策したり、即ち統一黨の議員歡迎
會を設けたる、其他各黨の議員接待所を
開設して所有する議員たる者の便益を謀る
と稱せざる如き、而して戦況の進むに従
ひ其競争は漸く激甚となり、其運動は辛
辣を極め、選挙に伴ふ通弊たる賈取、迫害
又は訴訟事件等續出したり、浙江、江蘇、
安徽、湖北、湖南、福建、廣東、廣西、雲南、
直隸、河南等は其の主なるものにして、
爲めに選挙を阻礙せる事少からざりき、
吾等の尤も怪異に堪わざるは、舊職參議
院の休會となるや、時恰も選挙期なるを
以て該院議員中與黨應援の爲め出京せる
者多く、爲めに年初開會に當り、法定人
員に達せざるを以て、休會又休會、遂に
去月二十八日に至り、僅かに開會し得た
る一事とす、民國代議機關の代表者所
參議院議員の此舉は吾等の首肯し難き所

なり、是れ偶政府紀綱の一端と知るこ共
擴張に吸々たるを知るに足らん、
▲選舉の結果如何 吾等は各
政黨の情勢と選挙界の現状とを述べたり
勝敗の決果して如何、先づ主要政黨の選
挙に對する所期を紹介し置かざる可らず
國民黨首領孫逸仙氏は、去月十九日の該
黨催ふせる茶話會席上に於て該黨の發
達と黨員の覺悟と、將來の希望とを述べ
兼て選挙の趨勢に就て曰く、
本黨は今國會議員の選挙には過半数
を占むる事を得たり云々
と公表し、又國民黨北京本部の報告に據
れば、全國に亘る該黨の勢力を窺ひ得べ
し

今回の選挙に於て本黨は全國を通じ約
十分の八を占め得たるが如し、之を大
別して雲南、廣東、江西、浙江の諸省に
於ては十分の六七を、湖南、陝西、山
西、河南、黑龍江、吉林の諸省に於ては
十分の五六にして、最少数の省と雖も
十分の四五を得たり、故に通計すれば
議員全數の約三分の二を占め得たり云
々
而して共和黨員某氏は記者に語りて曰く
選挙の結果全部判明せざる今日、俄か
に斷言する事能はざれども、我黨は約
半数を占むべき形勢に在り、想ふに國
民黨は黨員の多きと選挙に有利なる關
係とを有すれば多数を占め得べし、統
一、民主の兩黨は有力なる黨員多きと
創立日仍ほ幾く黨勢未だ振はざれば國
民共和の二黨に對しては遜色あるべし
今日の勢を以てすれば國民黨四割、共
和黨三割、統一黨二割、民主黨一割
無所属一割の割合に在るが如く大勢は
國民、共和の二黨により決せらるべき
に似たり云々

力者は語りて曰く
國民黨の確實なる勢力圏は廣東、廣西
湖南、雲南、山西、陝西、江西の諸省に
て、共和黨は江蘇、湖北、安徽、直隸、浙
江、山東の諸省に多く、統一黨は河南
吉林、直隸の諸省に勢力を有し、民主黨は
福建、四川、山西、直隸の諸省に黨食の
勢力を有しつゝあるに過ぎざれば黨勢
の未だ言ふに足る者なし、之を近觀す
るに今回の選挙に於て國民黨は二百五
六十名内外を、共和黨は二百三四十名
を以て之と拮抗すべく、統一黨は七八
十名を、民主黨は二三十名を贏ち得る
に過ぎざるが如し、云々

主要黨員の語る所大要斯の如し、然れど
も未だ各、自黨勢力の擴張の嫌あるを述
れず、只各省選挙期の參差一定せざりし
こと、其發表の遅々たりしとは、吾等の此
の記事を終るまで各黨勝敗の實數を得る
事能はざりしを遺憾とす、今其結果の已
に分明せる者及び信頼すべき政界人士の
所言を綜合すれば、畧各省選挙の情勢を
知る事を得左に之を表示す、

別 議員數 各黨割合 得選數
直隸四十六名 共和 十分ノ四 二十三名
統一 十分ノ一 七名
奉天十六名 共和 十分ノ一 十五名
統一 十分ノ一 二名
吉林 十名 共和 十分ノ二 二名
無黨派 十分ノ二 二名
黑龍江 十名 國民 十分ノ八 八名
共和 十分ノ一 一名
江蘇四十名 共和 十分ノ六 二十四名
統一 十分ノ三 十二名
民主 十分ノ一 三名
安徽二十七名 國民 十分ノ四 十八名
共和 十分ノ六 三名

祝週「上海」發刊
御旅館

各汽船荷客取扱所
上海、西華德路五號

豐陽館
電話一〇六〇
振替口座福岡三七〇四

開店廣告
食糧品一切

右精々安價ニ販賣仕候間何卒御用
願上候也
上海虹口市場前新築

米田商店
電話架設中ニ付豐陽館へ御接續御用
願上候

江西三十五名	共和	十分ノ七	二十六名
浙江三十八名	共和	十分ノ五	十九名
福建二十四名	共和	十分ノ五	十四名
湖北二十六名	共和	十分ノ三	九名
湖南二十七名	共和	十分ノ八	十九名
山東三十三名	共和	十分ノ六	十九名
河南三十二名	共和	十分ノ七	二十四名
山西二十八名	共和	十分ノ九	二十五名
陝西二十一名	共和	十分ノ七	十六名
甘肅十四名	共和	十分ノ八	十一名
新疆十名	共和	十分ノ七	三名
四川三十五名	共和	十分ノ一	二十三名
廣東三十名	共和	十分ノ九	三十名
廣西十九名	共和	十分ノ七	十四名
雲南二十二名	共和	十分ノ八	十八名
貴州十三名	共和	十分ノ九	三名

勢を占め得たるが如し、暫らく記して後報を俟つ、

▲議會の形勢如何 選挙は終りたり、やがて開かるべき議會の形勢は如何、是を一政客に聞く、

國民黨已に優勢を占めたるもの、如きも諸般の事情を綜合すれば、現下の情勢に在りては該黨にして最大多数を占め、議會を左右する事仍に難かるべく、依然共和、統一、民主の漸進派と對峙し、統一、民主兩黨及び無所屬議員の去就によりて議會の形勢は決せらるべきに似たり云々

想ふに何黨が優勢なるにせよ、議會の開會は政争の色彩を顯著ならしむべきは必然の數にして、議院政治の前途は頗る傾注に足るもの有て存す、嗟呼議會の開設 (二月五日稿)

●革命事變の賠償問題 革命事變騒動の爲め支那各地に於ける各國人の蒙れる損害賠償に關し各國公使は支那政府に對し要求するに、なほしむべき同政府は直接騒動行はれたる地點に於ける損害をのみ賠償すべしとの意圖に於きも各國は全部の損害を賠償すべきを主張する模様にして各方面の各國領事館にては目下之が調査に忙はしと云ふ

●領事裁判所判事選定 當領事館は例年の通り英國、諸國、白耳義、三國領事を以て本年度に於ける上海領事裁判所判事を選舉せり

●民國各庫證券 滬滬軍都督より民國各々に對する借入金支拂上財政部は現金なき爲め江蘇都督及上海商會合意の上昨年十二月三十日中華民國各庫證券三百萬元を發行せるが同證券は一萬元

及五萬元の大口二種に過ぎざれば小口支拂上不便なるより滬軍清理處委員通商交涉使及上海商會總協理は大口證券を通商銀行に預け入れ別に分撥國庫證券另據なるものを發行せり然れども該證券の信用良好ならざる爲の僅か大割の價格にて流通するに過ぎず日本商人中にも此證券を受取り居るもの多しといふ因みに同國庫證券は支拂期を一年年別七分とし財政部の指定銀行より元利共に支拂ふこととなり居れり

●公私人消息

- 當地駐在陸軍少佐齊藤博氏は南方各地旅行中なりしか去る一日横濱丸にて回滬したり
- 香港駐在の商會青木鉄太郎氏は横濱丸にて來滬、一日歸朝せらる
- 大藏省留學生大原風夫氏は山東省に津浦鐵道沿線各地旅行の途次來滬去る三日出發長江一帶を視察し京漢鐵道にて北歸するべしと
- 目下長江各地漫遊中の澁川立耳氏(數野草十)は十日頃まで回滬し本日發の山城丸にて歸東の豫定なり
- 藤瀬三井支店長夫人は去る五日加賀丸にて回滬
- 正金銀行神戸支店長河部成嘉氏は去る四日來滬大連を経て歸朝せらる
- 孫逸仙氏は王龍惠、何天燭、戴天介、滿鐵社員山田純三郎の諸氏を従へ本日出帆の山城丸にて日本に出發するべし
- 第三艦隊參謀海軍大尉は四日出帆の春日丸にて歸東せらる
- 阪口武之助氏 大藏省より關稅に關する事項取調の爲め中部及び南支那各地に出張を命ぜられたる大藏省技師兼稅關鑑定官坂口武之助氏は二月八日漢口より來滬東和洋行に投宿又々寧波地方に出張の筈
- 土佐孝太郎氏 日清汽船會社取締役土佐孝太郎氏は二月七日漢口より來滬豐陽館に投宿
- 宇都宮陸軍少將、同少將は黑澤歩兵中佐と共に二月十日大連より來滬
- 吉田公使の寄滬 歸朝中なりし駐滬雜日本公使吉田作彌氏は歸任の途本月二日寄滬せり
- 書記長の就任 竹内前居留團書記長の後任として三井洋行の小崎順氏は本月三日就任せり

祝上海發刊

敝店開業以來茲に滿五週年御得意各位の御引立にて日増に繁榮に趣き候段雖有仕合と奉鳴謝候就ては今后益々勉勵し御得意各位の御愛顧に奉酬度候に付陸續御來寮の程奉待上候

在寧波江北岸

中村旅館
(電略 NAKAMURA)

正宗ノ元祖
宮内省御用達

好飲家ノ安心シテ
召上ガラル、ハ唯
吾菊正宗アルノミ

電話二三
八

土橋號



落職。辛亥營復京衛督路政。奉師入川。行至資州。既開途阻。即謀附脫。黃金能鑄。未遂鳴夷。白刃相仇。竟免降將。頭顱猶行萬里。弟兄并命。朝旨所。謂慘不忍聞者也。至乃火焚其居。毒無不至。身名同盡。國受其殃。曾未洗句而四方波瀾。前之甘心滄海。今乃止渴飲鴆。士之出身圖國者。可不慎歟。爰敘短引。貽之將來。印竹初開。昆明州。碧雞山。木久荒女郎遺。冠貂誤人誰肯休。江陵城下。雖神那可致。冠貂誤人誰肯休。江陵城下。一日盡。咸陽宮中三月愁。到頭浪作百歲計。痛哉一騎車前驕。

●金融市況自二十七日至二十四日

倫敦銀塊及上海為替相場を見るに
 一月二十七日 38.15 2.15 73.0
 二十八日 " 2.05 73.0
 二十九日 38.15 2.05 73.0
 三十日 " 2.05 73.0
 三十一日 38.1 2.05 73.0
 二月一日 " 2.05 73.0
 二月四日 38.15 2.05 73.0

豫て借款談判兎角行惱む為め少々倦氣を生じ居る際米國よりの賣物あり又印度投機筋の賣逃げをなしたる為め遂に二十九片台を割りたる銀塊は引繼ぎ當地銀行に於ける大口賣注文に遭遇し二十八片十六分の九より同十六分の五に暴落したり、然るに其後借款談判稍好望なりとの報に連れ三十一日に二分の一に跳ね返したる矢先二月三日に至り北京大借款態々成立せんとすとの入電あり此處に相場は前日に比し四分の一大暴騰を演じ、二十八片十六分の十一を唱ふるに至れり

▲金融市場 一月初に於ける當地有金は外國銀行一千八百萬兩、支那銀行六百萬兩なるが之を昨年同期の外國銀行

●各種商況

四百八十萬兩、支那銀行五百六十萬兩に比すれば約一千萬兩以上の増加にあり、之れ大借款の成立を見越し現銀の準備を爲せるものにして故に表面小康を保ち居るも担保貸出に對する歩合は依然最低七分最高九分中值八分所を唱へ、各方面共に資金を手放さず底意強含みに保合ひ居れり

▲支那棉 生産者は先高を見越して賣惜しむを以て出廻り少なし、と雖も開屋筋のストック豊富にして現在の高値を以て大節期前に賣放たん氣配を見せ居れり、邇州棉は正月後渡して二十五兩見當也。

▲棉實粕 担二元九十八仙見當、前途強氣配にあり。

▲棉實油 紐育方面への輸出多ク、加ふるに大連方面の市況活氣を呈し市況強含み也、目下の相場は担七兩五匁見當にあり。

▲菜種粕 市況強含み目下担一兩七匁八分見當。

▲小豆 近時日本への輸出漸増し市況手堅し、目下の相場担三兩八匁中值の唱へ也。

▲大豆 南洋爪哇方面及廣東、廈門福州地方への出廻り多し、津浦線開通以來同鐵道によりて上海へ入り來る大豆の數大に増加し目下上海在荷高約十萬俵と稱せらる相場は担二兩七匁見當也。

▲落花生 歐洲方面への出廻り益々多し市況手堅く、目下の相場担七匁所に在り。

▲菜種 担三兩七匁左右、商内無し。

▲精糖 昨年末に於て市況全く沈滞に陥り新商談の成立を見ず、又涉々敷衍物も無くして越年したる精糖界は新年に入り稍色のきたりし未だ好況を呈するに至らざりき

太古精糖は一月下旬に至り左の商談を爲したり

▲外國棉 前週來スボット、ミッドリングはジリ／＼高を示し、月末には六片九二、三四月物六片五九、註せらるる、ペナガルは五片八分七、にして即ち十六分一方引締り、埃及は九片八〇の保合も、三月物十二仙、四月、七月物十二仙二十二、十月物十一仙五十五を示せり、マンチエスター市況は手堅し。

▲印度綿絲 銀塊相場低落の爲め輸入業者の氣を腐らしめ概して賣急ぎたれば市況稍低落の氣配を呈したり、尤も目先大節季を控へるを以て一般に大口取引を手控ひしめたりと雖も、問屋筋の手持品に對する小口取引は本週中六百七十五俵に達したり、孟買市況は靜穩目立ちたる變化なし。

▲日本綿絲 週初以來千四百俵の取引あり、値印は爲替不利の爲め、二兩乃至三兩方引締め、十六手百九兩、乃至百十四兩五匁、二十手百一兩乃至百十八兩と稱せらる、尚引續き續々着荷あり。

▲支那綿絲 相場引締りの儘にて相當の商内あり、其重なるもののみを見るも雲龍百〇三五匁にて二百俵、紅圓龍(十六手)百〇九兩乃至百十五匁にて六百俵、兩虎百一兩乃至百十二兩にて四

百俵等の手合せあり、又小俵物も市況手堅く、十手の太番にて九十三兩、二匁五分、乃至九十七兩七匁五分、十三手、九十七兩二匁五分、乃至百七兩七匁五分、十四手、九十九兩二匁五分、乃至百兩二匁五分、十六手百〇二兩五匁乃至百一兩七匁五分所に在り。

▲支那棉 生産者は先高を見越して賣惜しむを以て出廻り少なし、と雖も開屋筋のストック豊富にして現在の高値を以て大節期前に賣放たん氣配を見せ居れり、邇州棉は正月後渡して二十五兩見當也。

▲棉實粕 担二元九十八仙見當、前途強氣配にあり。

▲棉實油 紐育方面への輸出多ク、加ふるに大連方面の市況活氣を呈し市況強含み也、目下の相場は担七兩五匁見當にあり。

▲菜種粕 市況強含み目下担一兩七匁八分見當。

▲小豆 近時日本への輸出漸増し市況手堅し、目下の相場担三兩八匁中值の唱へ也。

▲大豆 南洋爪哇方面及廣東、廈門福州地方への出廻り多し、津浦線開通以來同鐵道によりて上海へ入り來る大豆の數大に増加し目下上海在荷高約十萬俵と稱せらる相場は担二兩七匁見當也。

▲落花生 歐洲方面への出廻り益々多し市況手堅く、目下の相場担七匁所に在り。

▲菜種 担三兩七匁左右、商内無し。

▲精糖 昨年末に於て市況全く沈滞に陥り新商談の成立を見ず、又涉々敷衍物も無くして越年したる精糖界は新年に入り稍色のきたりし未だ好況を呈するに至らざりき

太古精糖は一月下旬に至り左の商談を爲したり

B 六、六〇 W 六、四〇 CK 六、二〇
 H 六、一〇 H X 六、〇〇 H 五、八〇
 PX 五、六〇 O 五、四〇 倉渡值段
 合計數量 二萬五千俵
 續て下旬に至りては更に幾分の値上げを發表したるも出來高は至て少數なりき

B 六、六〇 CW 六、四〇 CX 六、三〇
 H 六、二〇 H X 六、一五 H 六、〇五
 PX 五、九五 O 五、八五

▲爪哇糖 十二月末日爪哇より汽船チキニ號入港左の品を齎したり
 白砂 二十五號以上 三萬六千三百袋
 黃更 四九百袋
 而して以前の入荷未だ全く消化せられず值段も亦安かりしが昨今幾分持ち直し一時の五兩七八匁倉渡し値より次第上りの形勢となり今の相場は六兩二匁見當なり

▲支那産糖 同じく持ち直し棉潮白糖八兩亦更六兩二匁潮州赤糖五兩見當にして在荷合計約二萬俵あり

▲日本炭 日本炭品不足の爲め市況概して強氣配を呈し、現に塊炭は五十錢粉炭は三十錢方の値上をなすに至れり而して炭活躍の原因は英國に於ける炭抗夫の罷工により孟買、カルカッタ、コロンボ、新嘉坡方面の石炭を日本に仰がざるべからざる状態となり、更に濠洲炭の輸入不足、日本に於ける工業界の景氣恢復、海運界の好況等は實に其原因と見るを得へし、尙一月十一日より同二十日に至り日本炭の上海輸入高合計は三萬七千四百五十噸にして内三井物産の取扱に係るものは一萬三千二百四十九噸に上る而して其内譯は左の如し

祝 海上 發刊

S. INOUE & SON.

"THE BROADWAY STUDIO"

一エウド一口ブ

館 眞 寫 上 井

番 〇 五 三 三 話 電

印畫最新

彩光卓絶

歐亞聯絡最捷交通線

◎急行列車ハ最新式ノ寢台車

一等車及食堂車ヲ聯結致居候

◎大連長春間急行列車

大連發 月、水、金、日 午後二時三十分 莫斯科行
土曜日 午後二時三十分 聖彼得堡行

長春着 火、木、日 午前六時

下り

◎滿鮮直通(釜山長春間)急行列車

釜山發 日、火、金、日 午後九時二十分

安東發 月、水、土、日 午後三時三十分

長春着 火、木、日 午前六時

◎長春大連間急行列車

長春發 月、水、金、日 午前七時三十分

大連着 同 午後十時二十分

上り

◎滿鮮直通(長春釜山間)急行列車

長春發 月、水、金、日 午前七時三十分

奉天發 同 午後二時五十分

釜山着 火、木、土、日 午後八時

◎大連發、水、土曜日及大連着、水、金曜日急行列車ハ上海航
路汽船へ接續致候

歐大	哈爾濱	二十四時間
亞連	莫斯科	十日間
間連	聖彼得堡	十日間
行ヨ	林迄	十一日間
倫	里迄	十二日間
敦迄		十二日半

鐵道旅館

ルテホトマヤ

大連、旅順、奉天、長春ニアリ
設備完全 食物精選
大連市外星ヶ浦ニハ海岸ほてるアリ

(YAMATO)號畧報電

大連上海航路

使用船

神戶丸 二八七七噸
西京丸 二九〇四噸

兩船其船内無線電信局アリ

大連發木、土曜日正午

上海着土、月曜日午前

上海發月、水曜日午前

大連着水、金曜日午前

上海大連共ニ棧橋繋留

速力十四海里

航海時間四十二時間

(MANSEN)號畧報電

撫順炭

大連、營口、天津、芝罘、

上海、香港、新嘉坡、彼南其他東洋諸港ニ於テ常

ニ潤澤ナル貯炭ノ準備アリ

南滿洲鐵道株式會社

(MANTETSU)號畧報電